

入院時の食事代についてのご案内

令和6年6月1日から食事代が増額されます。
改定の内容は下表のとおりです。

入院時の食事療養標準負担額(食事の自己負担額)

国民健康保険		後期高齢者医療		食事療養標準負担額 (1食につき)	
				変更前	変更後
住民税課税世帯		現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		460円	490円 ^{※1}
低所得Ⅱ	90日までの入院	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	230円
	過去1年で90日を超える入院		過去1年で90日を超える入院	160円	180円
低所得Ⅰ		区分Ⅰ		100円	110円

※1 低所得Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は【変更前：260円、変更後：280円】になります。

療養病床に入院時の生活療養標準負担額(食事・居住費の自己負担額)

国民健康保険	後期高齢者医療		医療の必要性が低い場合		医療の必要性が高い場合	
			食費(1食につき)	居住費(1日)	食費(1食につき)	居住費(1日)
			変更前	変更後	変更前	変更後
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		460円	490円 ^{※1}	460円	490円 ^{※1} ^{※2}
低所得Ⅱ	区分Ⅱ		210円	230円	210円	230円 ^{※3}
低所得Ⅰ			130円	140円		
	区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者以外			100円	110円
		老齢福祉年金受給者	100円	110円		
				370円		370円 ^{※4}
				0円		0円

※1 保険医療機関の施設基準などにより【変更前：420円、変更後：450円】になる場合があります。

※2 低所得Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は【変更前：260円、変更後：280円】になります。

※3 過去1年で90日を超える入院の場合は、1食当たり【変更前：160円、変更後：180円】になります。

※4 指定難病患者と境界層該当者(国民健康保険のみ)は0円となります。